

仕様書

日本貿易振興機構
総務部人事課

- 1 案件名 静岡貿易情報センター
- 2 就業場所 〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-25 清水マリビル
静岡貿易情報センター
- 3 部署業務内容 セミナー・貿易相談会・商談会等の実施、相談対応、情報発信、管理的業務等。
- 4 業務内容 ・文章作成、データ入力作業、プレゼンテーション資料の作成補助
・メール配信業務の補助
・セミナー、商談会に係る参加者リスト作成、アンケート集計等の業務補助
・業務報告ほか管理的業務の資料作成補助
・相談業務に係る記録の入力
・庶務・経理処理に係る業務補助
・その他補助業務

募集人数: 1 名

出張の有無: 無

残業: 法定内 15 時間程度見込まれる (契約期間内合計)

法定外 0 時間程度見込まれる (契約期間内合計)

- 5 派遣契約期間 2017年4月3日 ~ 2018年3月31日
※本契約終了後の契約更新なし
※個別契約書の契約期間は当初最長3カ月予定。
当初契約期間終了後の個別契約期間については、別途協議のうえ定める。

- 6 勤務時間 9:00 ~ 17:00
(休憩・休日) 休憩:12:00~13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日
(勤務曜日) 週4日

7 派遣元の要件

- ①競争参加資格を満たし、かつ「8 派遣職員の必須要件」を満たす人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること
- ②派遣する人材は、信頼に足る人物であり、自社からの派遣実績があることが望ましい
- ③契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること
- ④派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること
- ⑤トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること
- ⑥弊機構の指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと(派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容について弊機構への報告は3カ月に1回程度、など)
- ⑦すべての契約手続き、請求手続きに不備のないこと

8 派遣職員の必須要件

①社会人としての基礎を身につけていること

- ・職員(嘱託員・派遣職員含む)と協調して業務を遂行できること
- ・業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができること
- ・機密情報、個人情報の取り扱いを理解し、適切な対応ができること
- ・理由の無い欠勤、遅刻がないこと
- ・周りに不快感を与えない身だしなみであること
- ・データ取り扱い業務ができること。特に、顧客データの取り扱いに習熟していること
- ・本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと

②5年以上の企業での勤務経験を有していること

③データ取扱について迅速・正確性を有すること、また企業情報保護の配慮ができること

④データ整理、文書管理等について創意工夫をしつつ丁寧かつ的確に対応できること

⑤指示者の意図を理解し補助的業務にあたれること

OAスキル:	WORD	新規文書の作成、編集等
	EXCEL	データ入力・編集、表・グラフの作成等
	PowerPoint	プレゼンテーション資料の作成、フロー図の作成等
	Access	既存データベースへのデータ入力、社内システムへの入力等
	その他	-
英語スキル:	レベル	高校卒業程度
	使用内容	海外との対応が稀にある
	使用頻度	少ない

9 その他の要望

出勤日は応相談

10 職場の環境

計6名(所員、所長、非常勤嘱託員2名、派遣職員2名)

所長もしくは所長から指示を受けた所員、非常勤嘱託員から指示を行う

11 その他

①代替人員の確保

派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合は、ジェトロの求めに応じて派遣元が責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の継続性及び効率性を確保する観点から、ジェトロは代替人員の派遣を求めない場合がある。

②派遣労働者の交代

派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。

また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェトロに連絡すること。

以 上